

規 則

埼玉県地方産業教育審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十四号

埼玉県地方産業教育審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県地方産業教育審議会規則（昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第三条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（臨時委員）

第三条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時に委員を置くことができる。

2 前項の規定により臨時に置かれた委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。